

信号機設置に関する意見書

南風原町内の道路交通網の整備は、国、県、関係機関のご尽力により進展し、町民の暮らしの向上と地域経済の発展に大きく寄与しております。

その一方で、道路の新設・整備開通に伴い、朝夕の車両通行及び歩行者の横断が多くなり、交差点において多くの車両、人身事故が発生している。また、交差点付近には、保育園、学校、スーパー等の商業施設も建ち並び、今後住宅等が多く建設され、人口が増えるとともに車両の増加、交通量の増加が見込まれ、危険性が益々増えていくと予測される。そのため重大な事故が起きないかと危惧する地域住民からの声がある。

さらに、交差点付近は幼児・児童・生徒の通園路・通学路であり、判断能力や対処能力が未熟である子供たちを交通事故から守るためにも、通常にも増して交通安全の確保が要求される場所である。

よって、本町議会は、痛ましい交通事故が起こらないよう下記の3交差点に早急に信号機を設置するよう強く要請する。

記

1. 県道128号線と町道18号線との交差点（津嘉山保育園付近）
2. 宮平学校線と町道4号線との交差点（宮平保育所付近）
3. 国道507号バイパス（津嘉山バイパス）と津嘉山西線（都市計画道路）との交差点

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年（2012年）10月30日

しまじりぐんはえぼるちょう
沖縄県島尻郡南風原町議会

あて先

沖縄県知事、与那原警察署長、沖縄県公安委員会委員長